

A 3 - 3 2

5 年 保 存 (常)
(令 和 7 年 12 月 31 日 まで)

F N . A 3 - 2 - 0

鹿 相 第 1 0 1 号

鹿 会 第 9 0 号

鹿 人 少 第 2 号

鹿 刑 企 第 6 2 号

鹿 捜 一 第 7 7 号

令 和 2 年 3 月 2 3 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長		
担 当	被 害 者 支 援 係	Tel

被害直後における犯罪被害者等の一時避難場所確保に係る公費負担の実施要領について（通達）

犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対する一時避難場所確保に係る公費負担については、「被害直後における犯罪被害者等の一時避難場所確保に係る公費負担の実施要領について（通達）」（平成30年7月20日付け鹿相第130号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、令和2年度鹿児島県警察組織・定員改正に伴い、別添のとおり旧通達の内容を一部改正するので、誤りのないよう運用されたい。

なお、この通達は令和2年3月23日から施行し、旧通達については令和2年3月22日限り廃止する。

別添

被害直後における犯罪被害者等の一時避難場所確保に係る公費負担の実施要領

1 趣旨

自宅において犯罪被害を受けた被害者又はその家族若しくは遺族（「ストーカー行為等の規制等に関する法律等の解釈及び運用上の留意事項について（通達）」（平成29年6月21日付け鹿生企第374号）に規定する密接関係者を含む。以下「被害者等」という。）については、当該犯罪に係る記憶、再被害への懸念その他犯罪被害を受けたことにより生じる恐怖や不安から、引き続き自宅で生活することが困難となる場合があるほか、犯罪の態様によっては、自宅での居住を継続することが物理的に不可能となる場合がある。

よって、このような被害者等に対して、宿泊施設を緊急一時的に避難場所として提供し、使用料を公費負担することにより、被害者等の保護、再被害の防止及び精神的・経済的負担の軽減を図るものである。

2 支出対象者

被害者等

3 支出基準

被害者等が自ら一時避難場所の確保を行うことが困難であり、かつ、次のいずれかに該当する場合において、使用料を公費負担するものとする。

- (1) 加害者による再被害、関係者による報復等の加害行為を受けるおそれがあるとき。
- (2) 被害者等の自宅において犯罪が行われた場合で、自宅における検証、実況見分その他の捜査活動に長時間を要し、又は被害者等に精神的な二次被害を与えるおそれがあるとき。
- (3) 耳目を集める事件で、被害者等の平穏な生活が阻害されるなど、精神的な二次被害を受けるおそれがあるとき。

4 支出対象者の認定

警察署長（以下「署長」という。）は、3の支出基準に該当する被害者等を認知した場合は、事件処理を担当する課長又は当該課長が指定する者（以下「事件担当課長等」という。）に、被害者等に対する本制度の説明及び被害者等の意思の確認を行わせた上で、使用料の支出を認定するものとする。この場合において、ストーカー・配偶者暴力事案（以下「ST事案等」という。）に係る支出の認定については、人身安全・少年課長及び相談広報課長と協議すること。

5 支出手続

(1) 事前報告

署長は、使用料の支出を認定した場合は、宿泊施設使用事案発生報告書（別記第1号様式）により、被害者支援室を経由し、本部長に報告するものとする。

(2) 会計課への通知

事件担当課長等は、使用料の支出を認定した場合には、速やかに警察署の会計課長に通知するものとする。

(3) 使用料の支払

宿泊施設使用料の支払に関する事務処理は、警察署会計課において行うものとし、支払については、宿泊施設が指定した金融機関への口座振込により行うこととする。

なお、宿泊施設に支払う使用料については、宿泊施設使用料支出報告書（別記第2号様式）により、被害者支援室を経由し、本部長に報告するものとする。この場合において、当該宿泊施設から徴した所属長宛ての請求書の写しを添付するものとする。

6 支出額等

(1) 支出額

宿泊施設使用料（サービス料及び消費税を含み，飲食費及び通信費を除く。）の実費額とする。ただし，1人1泊の使用料支出額は，原則5,000円以内とする。

(2) 宿泊日数

宿泊の日数については，原則として4日以内とする。ただし，署長は，必要があると認めるときは，相談広報課長と協議して宿泊日数を延長することができるものとする。

7 支出しないことができる場合

署長は次に掲げる場合において，使用料を支出しないことができる。

(1) 被害者等の虚偽申告の疑いがあるとき。

(2) 被害者と加害者との間に親族関係がある場合等で，公費負担することが適切でないと認めるとき（署長が公費負担の必要性があると認める場合を除く。）。

(3) 被害者等が公費負担を希望しないとき。

(4) 被害者等が，集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体に属していたとき。

(5) S T事案等であって，被害者等の避難費用に関し，自治体における予算措置があるとき。

(6) その他，支出することが社会通念上適切でないと認めるとき。

8 運用上の留意事項

事件担当課長等は，使用料を支出することとなる宿泊施設の関係者に対して事前に本制度を説明し，被害者等の氏名等の保秘に関する協力と連絡体制を確保すること。

別記

第1号様式（5の(1)関係）

5	年	保	存	
(年	月	日	まで)
F N . A 3 - 2 - 1				
		第	号	
		年	月	日
署 長				
担当		TEL		

本部長 殿

宿泊施設使用事案発生報告書

事 案 名		
発 生 日 時		
発 生 場 所		
被 害 者	氏名 生年月日 (歳)	
事 案 の 概 要		
使 用 予 定 期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時までの 泊	
使 用 料 見 込 額	円 (1泊 円× 泊)	
使 用 者	住 所	
	氏 名	氏名 生年月日 (歳)
	区 分	<input type="checkbox"/> 被害者 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 遺族 <input type="checkbox"/> その他 ()
	人 数	計 名(同伴者の関係)
使 用 施 設	所 在 地	
	名 称	
使 用 理 由	<input type="checkbox"/> 再被害のおそれ <input type="checkbox"/> 捜査活動の必要性 <input type="checkbox"/> 二次被害の防止	
必 要 性	<input type="checkbox"/> 親族等に引継ぎ困難 () <input type="checkbox"/> 他施設への引継ぎ困難 () <input type="checkbox"/> その他 ()	

別記
第2号様式（5の（3）関係）

5	年	保	存
(年	月	日まで)

F N . A 3 - 2 - 1
第 号
年 月 日

本部長 殿

署 長

担当		TEL	
----	--	-----	--

宿泊施設使用料支出報告書

事 案 名		
被 害 者		氏名 生年月日 (歳)
事 案 の 概 要		
使 用 期 間		年 月 日 時から 年 月 日 時まで (泊)
使 用 料		円 (1泊 円× 泊)
使 用 者	住 所	
	氏 名	氏名 生年月日 (歳)
	区 分	<input type="checkbox"/> 被害者 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 遺族 <input type="checkbox"/> その他 ()
	人 数	計 名(同伴者の関係)
使 用 場 所	所 在 地	
	名 称	
使 用 理 由		<input type="checkbox"/> 再被害のおそれ <input type="checkbox"/> 捜査活動の必要性 <input type="checkbox"/> 二次被害の防止
必 要 性		<input type="checkbox"/> 親族等に引継ぎ困難 () <input type="checkbox"/> 他施設への引継ぎ困難 () <input type="checkbox"/> その他 ()